

モルガン・スタンレー社債(早期償還条項付) ／BASIC戦略ファンド2023-06

愛称：インカム・ターゲット2023-06

ファンドは特化型
運用を行います。

単位型投信／内外／資産複合／特殊型(条件付運用型)



ご購入に際しては、本書の内容を
十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

<照会先>

ホームページ：<https://www.sompo-am.co.jp/>

電話番号：0120-69-5432

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

野村信託銀行株式会社

商品分類				属性区分				
単位型 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	為替 ヘッジ	特殊型
単位型	内外	資産複合	特殊型 (条件付運用型)	債券 (社債)	年1回	グローバル (日本を含む)	なし	条件付 運用型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、
一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

委託会社の情報

委託会社名 S O M P O アセットマネジメント株式会社

設立年月日 1986年2月25日

資本金 1,550百万円

運用する投資信託財産
の合計純資産総額 1,590,407百万円

(2023年2月末現在)

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「モルガン・スタンレー社債(早期償還条項付)／BASIC戦略ファンド2023-06」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月16日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認ください。

当該届出の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。

- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご投資家のみなさまへ

当ファンドは、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行する円建債券(モルガン・スタンレー社債)に投資を行います。

社債から得られるクーポンにより、インカム収益を享受しつつ、満期償還時に元本確保を目指します。

なお、モルガン・スタンレー社債には、運用実績に応じて払い出されるクーポンの累積が一定水準に達すると早期償還される条件が付与されており、同社債が早期償還された場合、当ファンドも元本確保を目指しつつ、繰上償還します。

SOMPOアセットマネジメント



ファンド設定後のモルガン・スタンレー社債の

- 1年目・2年目の実績クーポンの水準
- 3年目以降の実績クーポンのうち、基本部分の水準
- 連動率
- BASIC戦略2023-06のボラティリティ

等はこちらからご確認いただけます。(2023年7月4日以降開示予定)

<https://www.sompo-am.co.jp/dat/fund/7130/rate.pdf>

ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

● ファンドの特色

1

モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行し、モルガン・スタンレーにより保証される円建債券(以下「モルガン・スタンレー社債」または「当該社債」ということがあります。)に投資し、設定日から約8年後の当ファンドの償還価額について、元本確保※を目指します。

※購入時手数料(税込)は元本に含みません。

- 信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、換金価額や償還価額が元本を下回る可能性があります。また、発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保ができない場合があります。
- モルガン・スタンレー社債の組入比率は、原則として、高位を維持することを基本とします。また、当該社債の満期または早期償還日まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

モルガン・スタンレーについて

モルガン・スタンレーは、投資銀行、証券、ウェルス・マネジメント、資産運用事業において多岐にわたるサービスを提供する世界有数の総合金融サービス企業です。世界41カ国のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家、個人に質の高い金融商品およびサービスを提供しています。同社に関する詳細については <https://www.morganstanley.com> をご参照ください。

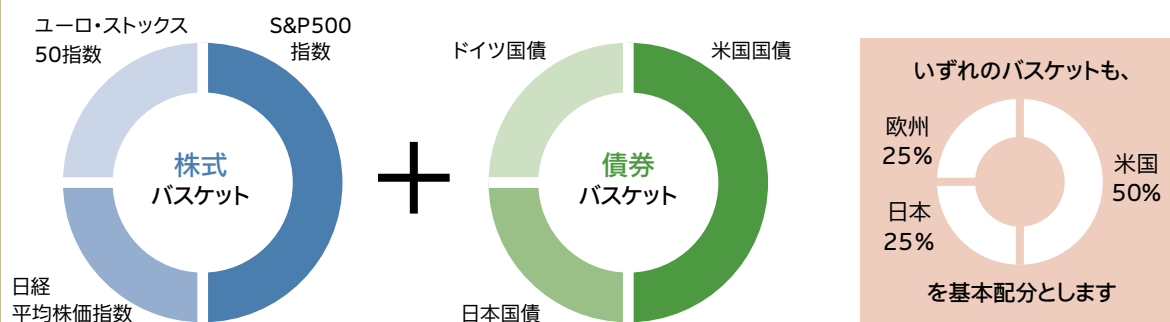
ファンドの目的・特色

2

モルガン・スタンレーが提供する日米欧のマルチアセット戦略「BASIC戦略2023-06」の収益率に基づいて算出されるモルガン・スタンレー社債の利金収入の獲得を目指します。

「BASIC戦略2023-06」とは

●当戦略の投資対象は日本、米国、欧州の株価指数先物、債券先物等です。



》ボラティリティ調整のイメージ

①それぞれのバスケットのリスク水準が同程度となるよう投資配分を調整します。

②戦略全体のボラティリティ(価格変動の度合い)が年率2%程度となるよう、投資比率を毎営業日調整します。



ボラティリティは年率2%程度を想定していますが、ファンド設定時の市場環境等により変更する可能性があります。

※ボラティリティは年率2%程度としておりますが、一定であることあるいはその目標値が達成されることをお約束するものではありません。また、年率2%程度とはボラティリティの目標水準を示したものであり、年率2%程度の収益率を目標とするものではありません。

出所:モルガン・スタンレー

※ファンド設定時のボラティリティについては、委託会社ホームページにて公開いたします。

※上記は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

3

モルガン・スタンレー社債の利金収入から当ファンドの諸コスト等を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことを目指します。

- 決算日は原則7月14日。休業日の場合は翌営業日とします。
- 必ず分配を行うものではありません。

決算期毎にインカム収入^{*}を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※インカム収入とは、債券の利子収入等をいいます。

- ・ ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。
- ・ 投資対象資産の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

- モルガン・スタンレー社債の利金は、「固定クーポン」と「実績クーポン」から構成されます。

固定クーポン

毎期一定水準支払われます。

実績クーポン

1年目・2年目：ファンド設定時の市場環境等を鑑み決定された水準が支払われます。

- ・ ファンド設定時の当該水準は委託会社ホームページにて公開いたします。

3年目以降：「BASIC戦略2023-06」の累積収益率に基づいて支払われます。

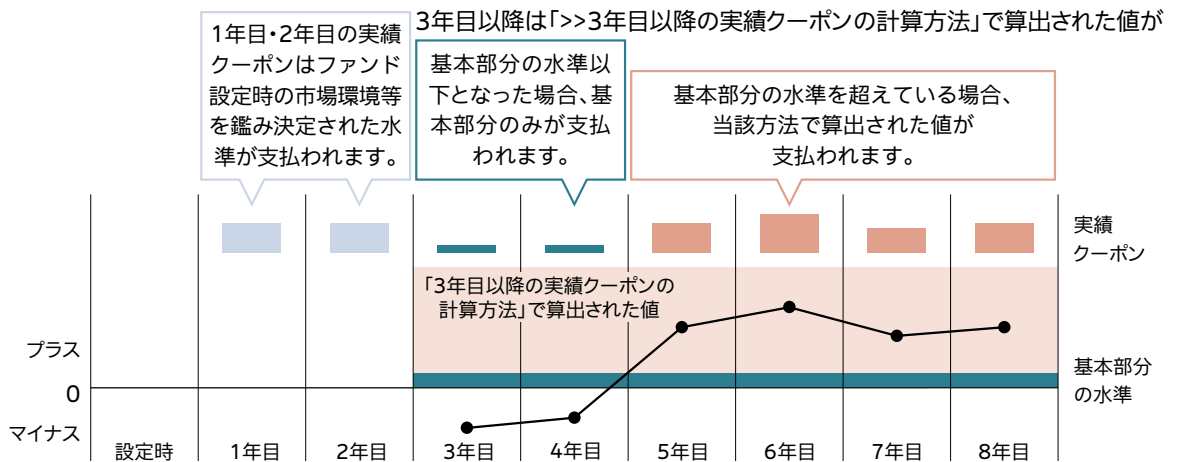
3年目以降の実績クーポンの計算方法

$$\text{3年目以降の実績クーポン} = \frac{\text{発行日からの「BASIC戦略2023-06」の累積収益率}}{\text{経過年数}} \times \text{連動率}$$

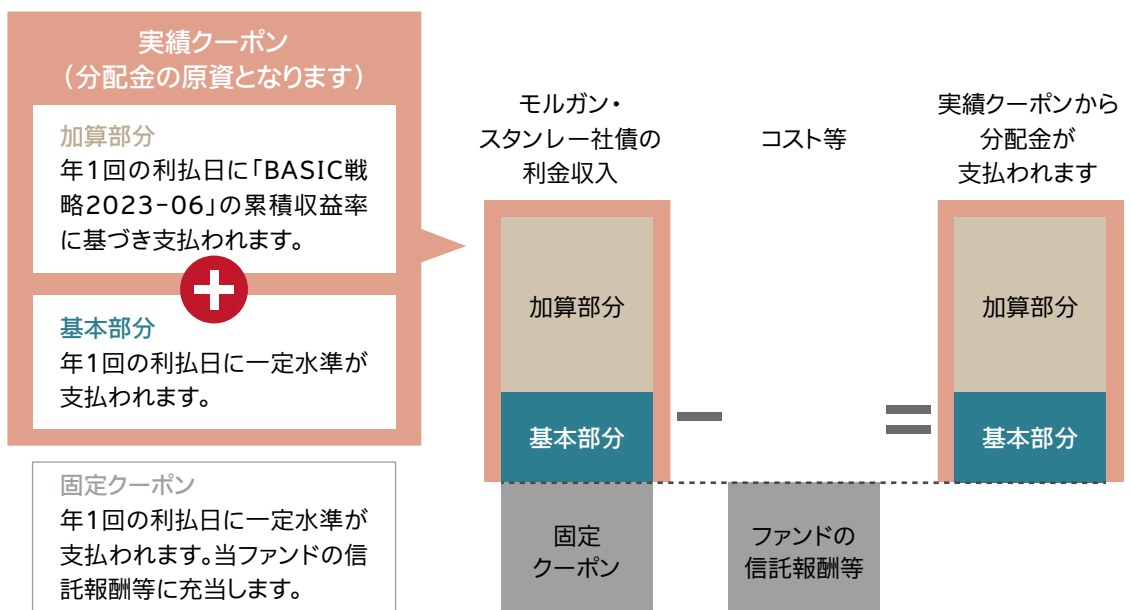
- 3年目以降の実績クーポンには「基本部分」があります。
- 年1回の算出日において、上記の計算方法で算出された値が「基本部分」の水準以下となった場合：「基本部分」のみが支払われます。
「基本部分」の水準を超えている場合：上記の計算方法で算出された値が支払われます。
- 「基本部分」の水準はファンド設定時の市場環境等を鑑み決定されます。
 - ・ ファンド設定時の当該水準は委託会社ホームページにて公開いたします。

ファンドの目的・特色

》実績クーポンの算出イメージ



》利金収入とコスト・分配金の関係(イメージ)



※上記は3年目以降のイメージです。1年目・2年目は「BASIC戦略2023-06」の累積収益率にかかわらず、ファンド設定時の市場環境等を鑑み決定された水準で実績クーポンが支払われます。

※上記はモルガン・スタンレー社債からファンドに支払われる実績クーポンについての内容であり、ファンドから受益者に支払われる分配金とは異なります。実績クーポンと分配金は必ず同額となるものではありません。

※「BASIC戦略2023-06」の累積収益率と実績クーポンとの連動率は100%以上を目指しますが、当ファンド設定時の市場環境等によっては100%未満となる場合

があります。また、連動率は当ファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。ファンド設定時の連動率については、委託会社ホームページにて公開いたします。

出所：モルガン・スタンレー

※上記は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の分配金のお支払いをお約束するものではありません。

※消費税率が想定以上に引き上げられた際には、固定クーポンでファンドの信託報酬等をまかなうことができなくなる場合があります。その場合、信託終了時に元本確保できない場合があります。

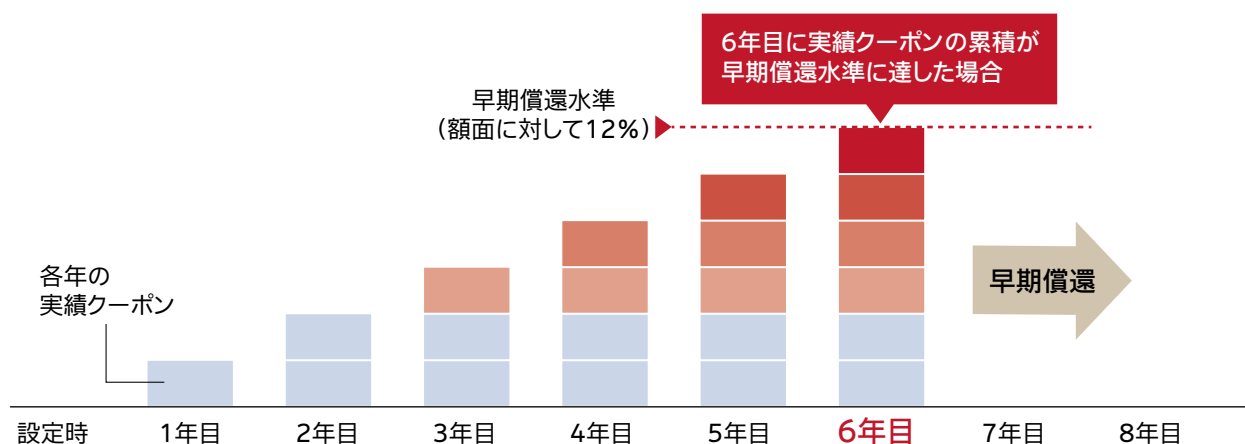
ファンドの目的・特色

4

モルガン・スタンレー社債には、実績クーポンの累積が額面に対して12%に達すると早期償還される条件が付与されており、当該社債が早期償還された場合、当ファンドも元本確保^{*}を目指しつつ、繰上償還します。

^{*}購入時手数料(税込)は元本に含みません。

》 累積実績クーポンと早期償還条項との関係(イメージ)



※モルガン・スタンレー社債が満期日に償還された場合、原則として当ファンドは信託期間終了日に満期償還します。

※当年を含む実績クーポンの累計が早期償還水準を超過した場合、超過分のクーポンは支払われません。ただし、前年まで支払われた実績クーポンの合計と当年の基本部分の合計が早期償還水準を超えた場合においては、基本部分が全額支払われます。

※早期償還水準はモルガン・スタンレー社債が早期償還される水準であり、当ファンドの基準価額が一定の水準になることを示唆または保証するものではありません。

出所:モルガン・スタンレー

※上記は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の分配金のお支払いや早期償還をお約束するものではありません。

・当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄^{*}が存在するファンドをいいます。

※支配的な銘柄とは、寄与度(投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。)が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

・当ファンドは、モルガン・スタンレー社債に集中して投資を行うため、当該銘柄の発行体・保証体に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人投資信託協会の規則に定める特化型運用を行うため、当該規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率には制限を設けません。なお、当ファンドにおいては、モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシーが発行する円建債券について、信託財産の純資産総額に対する組入比率に制限を設けません。

分配方針

毎決算時(原則として7月14日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、元本超過額、または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様[※]に帰属いたします。したがって、投資者の皆様[※]の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<input checked="" type="checkbox"/> 銘柄集中投資 リスク	当ファンドは、モルガン・スタンレー社債の組入比率が高いため、当該社債の発行体・保証体の影響を大きく受けます。したがって、多数の銘柄に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる場合があります。当該社債の価格が大幅もしくは継続的に下落した場合には、ファンドの基準価額が大幅もしくは継続的に下落し、大きな損失が発生することがあります。
<input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク	社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 当ファンドが投資するモルガン・スタンレー社債の発行体・保証体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合等には、基準価額が下落し、投資元本の確保ができない場合があります。
<input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク	債券の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、債券の価格は下落します。組入れている債券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 当ファンドが投資するモルガン・スタンレー社債の債券価格は、「BASIC戦略2023-06」の収益率の影響を受けます。当該社債の利金は「BASIC戦略2023-06」の収益率に基づいて算出されるため、「BASIC戦略2023-06」の下落等により利金水準の低下が見込まれる場合は当該社債価格の下落要因となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 「BASIC戦略2023-06」の収益率は、株価指数先物および債券先物の価格変動の影響を受けます。株価指数先物および債券先物の価格は、先物市場の需給により変動します。株価指数先物取引は国内外の政治・経済情勢、市況等、対象となる指数を構成する株式の価格の影響を受けます。債券先物取引は、金利の変動の影響を受けます。先物の価格の下落は、「BASIC戦略2023-06」の収益率が下落する要因となります。また、「BASIC戦略2023-06」を構成する株価指数先物および債券先物の資産配分比率が収益の源泉となる場合もありますが、配分比率が高い資産の価格が下落した場合等には、「BASIC戦略2023-06」の

投資リスク

<input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク	<p>収益率が下落する要因となります。</p> <p>「BASIC戦略2023-06」については、米国、欧州の株価指数先物および債券先物取引をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替レートが当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、「BASIC戦略2023-06」の収益率が下落する可能性があります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 流動性リスク	<p>国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 早期償還リスク	<p>当ファンドが投資するモルガン・スタンレー社債が、発行体・保証体の債務不履行（デフォルト）または法令・税制の変更等により早期償還となった場合は、当該債券が時価で換金されるため、当ファンドの償還価額が投資元本を下回る可能性があります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 中途換金時のリスク	<p>信託期間中に当ファンドを解約した場合、モルガン・スタンレー社債はその時の時価で換金されるため、当ファンドの換金価額が投資元本を下回る可能性があります。</p>

投資リスク

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 当ファンドが投資するモルガン・スタンレー社債の3年目以降の実績クーポンは、「BASIC戦略2023-06」の累積収益率に基づいて支払われます。したがって、当該戦略の累積収益率によっては実績クーポンの基本部分のみの支払いとなる場合があります。
また、「BASIC戦略2023-06」の累積収益率と当該社債の実績クーポンとの連動率は100%以上を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%未満となる場合があります。
実績クーポンの累計が早期償還水準を超過した場合、超過分のクーポンは支払われません。
当該社債の実績クーポンは当ファンドの分配金の原資となりますが、当該社債の実績クーポンと当ファンドの分配金は必ずしも同額となるものではありません。
- 当ファンドの基準価額は、信託期間中に1万円を下回る場合があります。
- 税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

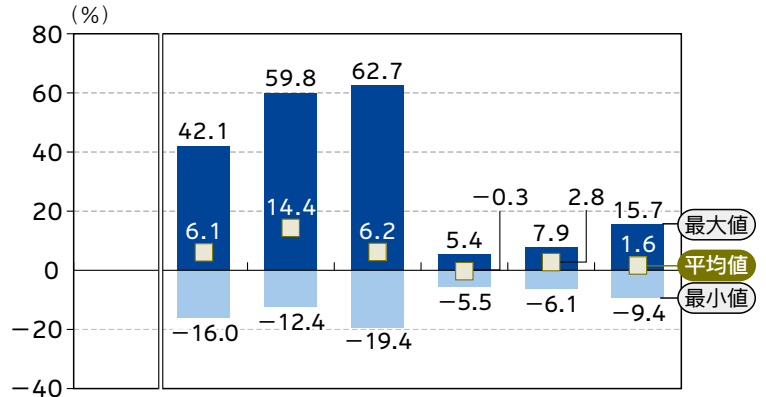
投資リスク

参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは、2023年6月30日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

ファンド :2023年6月30日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。

代表的な資産クラス:2018年3月~2023年2月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J.P.X総研又は株式会社J.P.X総研の関連会社に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI 国債

野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

新興国債:J.P. Morgan Global Emerging Markets Bond Index (円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J.P. Morgan Global Emerging Markets Bond Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

当ファンドは、2023年6月30日から運用を開始する予定であり、以下に記載すべき該当事項がありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	2023年6月1日から2023年6月29日まで
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	1口あたり1円
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	1口単位を最低単位として、販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。 ただし、換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする円建債券の換金ができない場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
換金申込不可日	・ ニューヨーク、ロンドンの銀行休業日 ・ 大阪取引所、ユーレックス取引所、シカゴ・マーカントイル取引所、ニューヨーク証券取引所の休業日 ※上記の休業日は全て半日休業日を含みます。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする円建債券の換金ができない場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2031年7月14日まで（設定日 2023年6月30日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。 なお、主要投資対象とする円建債券の発行体が債務不履行（デフォルト）となった場合、または当該債券があらかじめ定められた条件もしくは法令、税制の変更等により早期償還となった場合等には、当該債券が資金化された後に繰上償還させます。ただし、主要投資対象とする円建債券が満期日に償還された場合、原則として当ファンドは信託期間終了日に満期償還します。

手続・手数料等

決 算 日	原則、7月14日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2024年7月16日
収 益 分 配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

● ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に 1.65%(税抜1.5%)を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価	
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.396%(税抜0.36%)以内^{※1} を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、ならびに換金時または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率	
	委託会社	年率 0.14%(税抜)以内^{※2}	ファンドの運用の対価
	販売会社	年率 0.20%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率 0.02%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・ 監査費用 ・ 売買委託手数料 ・ 外国における資産の保管等に要する費用 ・ 信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用	

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合
毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2023年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

